

議案第60号

北上市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例

北上市工場立地法地域準則条例（平成24年北上市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>（区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合）</p> <p>第2条 この条例を適用する区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。</p>			<p>（区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合）</p> <p>第2条 この条例を適用する区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。</p>		
区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域の準工業地域のうち、別に市長が定める北上工業団地、北上機械鉄工業団地、北上産業業務団地及び北上流通基地の区域	<u>100分の5以上</u>	<u>100分の10以上</u>	都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域の準工業地域のうち、別に市長が定める北上工業団地、北上機械鉄工業団地、北上産業業務団地、北上流通基地及び北上北部産業業務団地の区域	<u>100分の10以上</u>	<u>100分の15以上</u>
都市計画法に基づく用途地域の工業地域及び工業専用地域			都市計画法に基づく用途地域の工業地域及び工業専用地域	<u>100分の5以上</u>	<u>100分の10以上</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月30日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

緑地及び環境施設の面積割合の要件を緩和する区域に北上北部産業業務団地を加えるとともに、当該要件の一部を改めようとするものである。